



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少が見込まれる方は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免できる場合があります。

◆要件

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯

※介護保険料の減免はイの要件はありませんので、アとウの両方に該当する世帯となります。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元年の事業収入等の額の10分の3以上であること

イ 世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

◆減免の対象となる期間

令和元年度及び令和2年度の保険料（税）のうち令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

◆減免額の割合

要件①に該当する場合は全額免除

要件②に該当する場合は、次の減免対象保険料（税）額に減免割合をかけた金額を減額

	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	介護保険料
減免対象 保険税額 (A×B/C)	A 国民健康保険：世帯の被保険者全員について算定した保険税額 後期高齢者医療：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額 B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額 C 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得額	A 当該1号被保険者の保険料額 B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額 C 主たる生計維持者の前年の合計所得額
合計所得 金額に応じた 減免割合	300万円以下の場合：全部（10/10） 400万円以下の場合：8/10 550万円以下の場合：6/10 750万円以下の場合：4/10 1000万円以下の場合：2/10	200万円以下の場合：全部（10/10） 200万円を超える場合：8/10

※事業の廃止や失業の場合は、前年の合計所得額にかかわらず、減免割合が10/10になります。

※65歳未満の人で会社都合等による退職で、ハローワークより雇用保険受給資格者証が発行され、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当した人は、前年の給与所得を100分の30とみなして計算を行う軽減制度の対象となります。

◆必要書類

共通：申請者の本人確認書類・印鑑

要件①に該当：死亡診断書の写し（死亡の場合）、診断書（重篤な傷病を負った場合）

要件②に該当（事業収入等の減少）：令和2年の収入状況が確認できる帳簿や給与明細等

※その他、事業を廃止した場合は廃業届等の写し、失業した場合は雇用保険受給資格者証（65歳以上の人や雇用保険の加入がない人は退職証明等）、収入の減少を補てんする保険金や損害賠償金等がある場合は金額が確認できる書類、令和元年の所得が公簿等で確認できない場合は確定申告書の写しや所得証明書等

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973 / 保健課 介護・高齢者支援係 ☎75-4960
 税務課 住民税係 ☎75-4977